

(平成25年5月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。海外研修員の発令を受け、申立期間においてB支店から本店への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社が発行した申立人に係る「在籍証明書」及び「証明書」並びに同社人事担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和53年9月1日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年6月4日まで  
② 平成2年6月4日から3年3月16日まで

A社にB職として勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年3月31日）より後の平成3年5月8日付けで、遡って19万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所でなくなった後に申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

申立期間①について、申立人と同様にB職として勤務していたとする同僚は、「A社は、CとDを組み合わせたEクラブで、平成2年夏前にオープンした。私はゴールデンウィークの前後にF大学に派遣され研修を受けていたが、申立人もそのときに研修を受けていたと思う。」と供述していることから、申立人が、当該期間の一部において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は既に解散し、事業主からは回答を得られず、事業主の夫で同社の取締役は、「資料等が一切無く、申立人の勤務実態については全く不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間

①における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、上記同僚は、申立人と同様に平成2年6月4日に被保険者資格を取得しており、自身が研修を受けていたとするゴールデンウィーク前後の期間において被保険者記録は確認できない上、申立人がG社からA社に共に入社したとする同僚についても、申立人と同様に同年6月4日に被保険者資格を取得しており、申立期間①における被保険者記録は確認できない。

さらに、A社において平成2年6月4日に被保険者資格を取得した従業員11人に照会したところ、回答があった1人は、「同社には研修期間があり、その期間には厚生年金保険に加入できなかった。」旨回答している。

加えて、申立人に係る雇用保険の資格取得日は平成2年6月4日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からB社への異動は関連会社間で行われたものであり、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の関連会社であるC社から申立人と同時期にA社の関連会社であるB社に異動した元同僚の供述並びに申立人と同時期にA社からB社に異動した元同僚から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、C社からB社に異動した複数の従業員について、同社の厚生年金保険の新規適用日である昭和48年6月1日まではC社において被保険者記録があること、及び上記給料明細書において確認できる同年5月分の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社における同年4月の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失日をB社の新規適用日である同年6月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、確認することが

できないが、申立人に係る雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は厚生年金保険の資格喪失日を昭和 48 年 5 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。預金通帳のとおり賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与として 36 万 2,168 円を振り込まれていたことが確認できる。

一方、上記普通預金通帳によると、申立期間直前の平成 20 年 7 月 18 日における賞与振込額は 44 万 3,520 円とされており、申立期間における賞与振込額より約 8 万円高いことが確認できる。なお、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額は 55 万円と記録されている。

さらに、B区から提出のあった平成 21 年度の「住民税の賦課状況について（回答用）」によると、申立人に係る 20 年の社会保険料控除額は 73 万 5,584 円であり、当該額は、オンライン記録において確認できる同年の標準報酬月額及び同年 7 月の標準賞与額に当時の厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料それぞれの料率を乗じて算出した社会保険料 67 万 7,551 円を上回ることから、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記課税資料を基に算出した厚生年金保険料控除額並びに上記普通預金通帳において確認できる申立期間における賞与振込額並びに当時の厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料それぞれの料率並び

に所得税率から判断すると、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、申立期間における健康保険組合の記録において申立人に係る標準賞与額が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年8月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成5年9月1日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に、ほかの従業員4人の標準報酬月額についても、減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、申立期間当時のA社の事業主は、「申立期間当時、経営状況が悪化し、資金繰りが厳しく、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所から呼出しを受け、従業員の標準報酬月額に係る遡及減額訂正の手続を行った。また、申立人は、役員でなく販売員であり、社会保険の事務手続には関与していなかった。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において関連会社への出向はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において関連会社への出向はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 20 日まで  
A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も店長として継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA事業所は、同事業所の所在地を管轄する法務局に同事業所に係る商業登記の記録が無い上、申立期間の前後の期間において同事業所の事業主であった者は、「A事業所は、法人としての登記はしておらず、個人事業所であった。」としていることから、同事業所が申立期間において法人格を有していたとは認められず、また、同事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が申立期間である昭和 46 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 20 日までの期間において、同事業所の事業主であったことが確認できるため、申立人は、申立期間において個人事業所の事業主であったと認められる。

一方、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は、適用事業所に使用されている者に限られており、個人事業所の事業主は、事業所に使用される者に該当しないことから、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が同事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和 46 年 5 月 1 日に喪失した旨の届出は、申立人が事業主であった同年 5 月 26 日に社会保険事務所 (当時) において受け付けられていること、及び健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで及び 49 年 4 月

から同年6月までの期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。このため、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 6 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間の一部期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は、申立期間前の昭和 53 年 11 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成 14 年 12 月\*日付けで解散しており、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は入手できず、当時の代表者は連絡先が不明であることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の昭和 53 年 11 月 3 日に、同社における厚生年金保険の資格を喪失している従業員のうち、連絡先が判明した従業員 7 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうち 3 人が「A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 53 年 11 月以降も同社に勤務していたが、同月以降は、厚生年金保険料が給与から控除されることはなかった。」と回答しており、オンライン記録により、当該従業員 7 人のうち二人は、同年 11 月から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から24年4月30日まで  
A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社のB部に在籍していたときに撮った集合写真を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、C地区に所在したA社での在籍当時に撮ったとする集合写真では、「昭和22年1月5日新年会、Aの庭にて“B部”」と裏書されており、申立人は、期間は特定できないが、同年1月頃は同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年11月1日であり、申立期間のうち、上記集合写真の撮影日を含む、21年1月1日から22年10月31日までの期間は適用事業所となっていない。

また、A社に照会したところ、同社は、「申立期間当時の社員一覧表を調べたが、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げている者は見当たらない。古い事ゆえ、これ以外の資料は残っていないため、申立人及び当該同僚の在籍並びに厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」旨回答している。

さらに、申立人が唯一名前を挙げている上記同僚は、連絡先が不明であること、また、申立人は、当該同僚以外の従業員照会を希望しないとしていることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿では、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。